

熊本県マーチングバンド協会 バトントワーリング団体会員加盟登録手続きについての注意事項

団体会員の皆様には毎年、年度初めに新規・退会を問わずすべての団体に「**団体会員加盟登録手続書**」のご提出をお願いしております。今年度より「**団体会員加盟登録手続書**」は Microsoft 社の Excel で作成した入力ツールを使って手続書を作成していただけるようにしました。Excel での入力ができない場合、熊本県マーチングバンド協会事務局へご相談ください。

本協会を退会されると**2年間は再加盟できない**ことになっています。何らかの事情があり、退会后2年以内に再加盟を希望される場合は、「手続書」及び「再加盟理由書」をご提出ください。本協会の理事会で承認がされれば、加盟が認められます。

●団体会員加盟登録手続書について

バトントワーリング登録の団体の皆様に提出をお願いする団体会員加盟登録手続書は本協会独自の指定するファイルです。マーチング登録でお申し込みされる場合は、マーチング登録用の「団体会員加盟登録手続書」でお申し込みください。

ファイルを開くと、右の画面が表示されます。

薄黄色の網掛けとなっている箇所が入力必須項目となります。「手続内容」の選択により、必須項目が変わります。入力することにより、網掛けが解除されます。網掛けがすべて解除された状態でご提出ください。

【ご注意】

- この団体会員加盟登録手続書は熊本県マーチングバンド協会独自のものであり、一般社団法人日本バトン協会の登録は含まれておりません。別途手続きが必要となります。詳しくは、熊本県バトン協会へお問い合わせください。
- 一般社団法人日本マーチングバンド協会および九州マーチングバンド協会が主催する事業(例: カラーガードコンテスト等)に参加を希望する場合、マーチング登録として加盟していただく必要があります。その場合は、マーチング登録用の団体会員加盟登録手続書でご提出ください(マーチング登録へ切替の場合は、「新規」としてお申し込みください)。